大日本印刷株式会社第１０回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
(サステナビリティ・リンク・ボンド)
社　債　要　項

本社債要項は、大日本印刷株式会社（以下当社という。）が２０２６年８月７日に開催した取締役会の決議に基づき発行する大日本印刷株式会社第１０回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）（以下本社債という。）にこれを適用する。

１．社　　債　　総　　額　　金２７５億円

２．振　　替　　社　　債

（１）本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）の規定の適用を受け、第１８項記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

（２）社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

３．各 社 債 の 金 額　　金１億円

４．利　　率　　年２．５９５パーセント

５．払　　込　　金　　額　　各社債の金額１００円につき金１００円

６．償　　還　　価　　額　　各社債の金額１００円につき金１００円

７．払　　込　　期　　日　　２０２６年９月１７日

８．償還の方法および期限

（１）本社債の元金は、２０３１年９月１７日にその総額を償還する。

（２）償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

（３）本社債の買入消却は、法令または第１８項記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。

９．利息支払の方法および期限

（１）本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、２０２７年３月１７日を第１回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年３月および９月の各１７日にその日までの前半か年分を支払う。

（２）利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

（３）半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。

（４）償還期日後は利息をつけない。

10．担保・保証の有無

本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

11．社債管理者の不設置

本社債には会社法第７０２条ただし書に基づき社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

12．財務上の特約

（１）担保提供制限

① 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第１１回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、本項（２）で定義する担付切換条項が特約されている無担

保社債を除く。）に担保提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。

② 当社が本号①により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第４１条第４項の規定に準じて公告する。

（２）その他の条項

本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

13. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債総額について期限の利益を喪失し、直ちにその旨を公告する。

（１）当社が、第８項の規定に違背したとき。

（２）当社が、第９項の規定に違背したとき。

（３）当社が、第１２項（１）①の規定に違背したとき。

（４）当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

（５）当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が１０億円を超えない場合は、この限りではない。

（６）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

（７）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定または特別清算開始の命令を受けたとき。

14. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各１種以上の新聞紙（重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載する。

15. 社債権者集会に関する事項

（１）本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第６８１条第１号に定める種類をいう。）の社債（以下本種類の社債という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の３週間前までに、社債権者集会を招集する旨および会社法第７１９条各号に掲げる事項を公告するものとする。

（２）本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

（３）本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の１０分の１以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求す

ることができる。

16. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中一般の閲覧に供する。

17. 社債要項の変更

（１）本社債要項に定められた事項（ただし、第２０項を除く。）の変更は、法令の定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（２）裁判所の認可を受けた本項（１）の社債権者集会の決議は、本社債要項と一体をなすものとし、本種類の社債を有するすべての社債権者に対しその効力を有する。

18. 振　　替　　機　　関

株式会社証券保管振替機構

19. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および第１８項記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。

20. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

以上